平成24年12月12日

川崎市議会議長 大 島 明 様

麻生区

王禅寺・上麻生の住環境を守る会 ほか 2名

荒川建設「デュークガーデン上麻生建築計画」の抜本的変更を求める請願

請願の趣旨

1 開発地域は小鳥や小動物が生息し、季節の移ろいとともに変化する自然豊かな樹林地でした。周辺は昔将軍の鷹狩場であった所で、隣接して茶臼山緑地や美山台公園もあり閑静な住宅地です。

今年8月、突然樹木の伐採が始まりました。猛暑のさなか、騒音、振動、 粉じんをまき散らし、いくら抗議しても聞き入れられないまま皆伐採されて しまいました。

事業者である荒川建設工業株式会社が計画しているのは、高さ制限10mの第1種低層住居専用地域に、地下階を地上階より多くすることで高さ約27m、幅110m、戸数99戸に及ぶ大地下室マンションです。しかも隣接地から1.5mほどしか離れていません。

2 市は現在、「川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例」の改正作業 を、来年3月の公布を目指して進めています。高津区久本で同じ荒川建設が 推進した地下室マンション計画の変更を求める陳情が趣旨採択されたことが この改正作業のきっかけとなったと聞いています。

長年の懸案であった地下室マンションの規制が実現しようとするやさきに、 この改正の趣旨に反する建築を駆け込みで建ててしまおうというのが、この 事業です。条例改正を目前に控えた住民の心情を察していただき、この事業が条例改正に適合し、周辺環境と調和したものとなるように、指導していただきたく切にお願いするものです。

3 このマンション建設による計画人口は297人です。「川崎市環境影響評価に関する条例」の指定要件300人にわずか「3人」足らないだけです。しかも、大きな「未利用地」を残しています。なぜこれだけの未利用地を残さなければならないのかの説明は全くなく、将来の使い道を聞いても「未定」としか答えません。もしこれが宅地開発されると軽く300人は超えてしまいます。敷地を「小分け」し、事業規模をアセス指定要件よりぎりぎり小さくして、「環境影響評価」を逃れようとしていると言わざるをえません。

周囲の尾根筋や斜面下には戸建住宅、小規模アパート・マンションが立ち並んでいるので、この事業による周辺環境への影響は計り知れず、住民は不安で一杯です。本来なされるべき環境影響評価を実施し、住民の不安に具体的に応えるよう、指導していただきたく切にお願いするものです。

- 4 当事業計画区域は県の土砂災害警戒区域にも指定されているほどの傾斜地です。この傾斜地に大規模マンションが造られ、対面の斜面は大きく削り取られ、尾根筋の崖ふち道路も拡幅される計画となっています。このような複合した斜面工事計画ですので、とりわけ工事期間中は非常に不安定であり、その安全性には強い危惧を持たざるをえません。地震、大雨などで斜面の安全性が損なわれるようなことがあれば、その被害は周辺にまで及ぶことは必至です。安全性に対する監督官庁の万全の指導を強く求めるものです。
- 5 環境の激変に不安を持つ住民が説明会の開催を再三要望したにもかかわらず、事業者は言を左右にして引き延ばし続けました。ようやく実現したのは、説明報告書に対する住民意見に事業者が見解書を出し終わった後、つまり、住民が要望や意見を公的に表明する機会が奪われた後でした。

住民が求めた被害の実態を明らかにする具体的な資料はいまだに提出されません。「住民の会」役員宛てには、事実を歪曲し一方的な非難を書き連ねた長文の文書を送りつけるなど、かつて中田横浜市長をして「モラルのない企業と闘う」と言わしめた企業体質そのもので、住民の不安は増すばかりです。事業者に説明責任を果たさせ、住民要望に誠実な対応をするよう、指導して

いただきたくお願いします。

請願項目

- 1 目前に控えた「川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例」改正に 反した計画を見直し、計画が条例改正に適合し、周辺環境と調和したものと なるように、指導してください。
- 2 「アセス逃れ」をやめさせ、環境影響評価を実施するように指導してください。
- 3 急斜面地内での安全対策に万全を期すよう、指導してください。
- 4 事業者の住民無視の態度を改めさせ、計画の説明責任を果たし、住民要望に誠実に応えるよう、指導してください。

紹介議員

吉 花 雨 竹 松 猪 三 子 一 治 一 郎 恵 介